



# 埼玉県報

第539号  
令和6年(2024年)  
8月9日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 令和2年度調達職員用パーソナルコンピュータ Windows 11 対応業務委託に関する落札者等の公示 (情報システム戦略課)
- パソコン接続用外付け液晶ディスプレイに関する入札公告 (入札課)
- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告 (共助社会づくり課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 神川町土地改良区の役員退任届 (本庄農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- Microsoft 365 ライセンス調達及びアカウント管理業務委託に関する落札者等の公示 (ICT教育推進課)
- Google Workspace for Education Plus ライセンス等調達に関する落札者等の公示 (ICT教育推進課)
- 県道坂本寄居線の区域の変更 (熊谷県土整備事務所)
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定 (熊谷建築安全センター)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定 (選挙管理委員会)

# 告 示

## 埼玉県告示第九百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

令和2年度調達職員用パーソナルコンピュータ Windows 11対応業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年7月24日

4 落札者の氏名及び住所

光和ネットサービス株式会社 埼玉県戸田市喜沢1丁目28番15号

5 落札金額

43,503,152円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年6月21日

# 告 示

## 埼玉県告示第九百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

パソコン接続用外付け液晶ディスプレイ 2,635台

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

令和7年1月31日（金）

### (4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 高瀬 電話048-830-5780（直通） 電子メールa2720-01@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年9月27日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年9月26日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年9月27日（金）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和6年9月27日（金）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年9月9日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年8月21日（水）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

2,635 External LCD Monitors Suitable for Connection with Laptops

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Friday, September 27, 2024

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, September 26, 2024

In Person: 10:00 am, Friday, September 27, 2024

(3) Contact Information:

General Affairs • Supplies Procurement Group, Bidding Services  
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780



## 告示

### 埼玉県告示第九百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 名称

特定非営利活動法人メイあさかセンター

#### 二 代表者の氏名

尾池 富美子

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市本町二丁目七番十七号

#### 四 更新後の認定の有効期間

令和六年九月二十六日から令和十一年九月二十五日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第九百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアセキ春日部米島店、セブンイレブン春日部大倉店

埼玉県春日部市米島字中屋舗千八百八十六番二百八十 外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社セキ薬品 代表取締役 関善夫

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目二番二十二号

株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦

東京都千代田区二番町八番地八

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社セキ薬品 代表取締役 関善夫

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目二番二十二号

株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦

東京都千代田区二番町八番地八

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年三月二十六日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千百十七平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三十六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二十三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五十二・五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二十七立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社セキ薬品 午前九時から午後十一時まで

株式会社セブンーイレブン・ジャパン 二十四時間

来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和六年七月二十五日

二 縦覧期間

令和六年八月九日から令和六年十二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年八月九日から令和六年十二月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第九百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コメリハード&グリーン秩父永田店

埼玉県秩父市永田町十一―二十七

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

埼玉県の「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づき、地元商工団体への積極的な加入を検討すること。

#### 二 縦覧期間

令和六年八月九日から令和六年九月九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

## 告示

### 埼玉県告示第九百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー草加店

埼玉県草加市氷川町二千百二番地三

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

（変更後）株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

（変更後）株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

#### ハ 変更年月日

平成二十七年二月一日

#### ニ 届出年月日

令和六年七月二十二日

#### 二 縦覧期間

令和六年八月九日から令和六年十二月九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年八月九日から令和六年十二月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第九百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー草加店

埼玉県草加市氷川町二千百二番地三

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

（変更後）株式会社ダイエー 代表取締役 西峠泰男

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

（変更後）株式会社ダイエー 代表取締役 西峠泰男

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外計二者

#### ハ 変更年月日

令和四年八月九日外

#### ニ 届出年月日

令和六年七月二十二日

#### 二 縦覧期間

令和六年八月九日から令和六年十二月九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年八月九日から令和六年十二月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アズ熊谷

埼玉県熊谷市筑波二丁目百十五番地

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 深澤祐二

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

（変更後） 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 喜勢陽一

東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ジンズ 代表取締役 田中仁

群馬県前橋市川原町二丁目二十六番地四 外 計四十者

（変更後） 株式会社ジンズ 代表取締役 田中亮

群馬県前橋市川原町二丁目二十六番地四 外 計四十者

#### ハ 変更年月日

令和六年六月二十日外

#### ニ 届出年月日

令和六年七月二十五日

#### 二 縦覧期間

令和六年八月九日から令和六年十二月九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年八月九日から令和六年十二月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
神川町土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出  
があった。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

職名 氏 名 住 所

理事 鈴木 幹 雄 埼玉県本庄市児玉町保木野三百七十四番地

# 告 示

## 埼玉県告示第九百三十二号

測量計画機関である深谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

深谷市

### 二 作業種類

数値図化 地図情報レベル二千五百

### 三 作業地域

深谷市内

### 四 作業期間

令和六年六月二十七日から令和七年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第九百三十三号

測量計画機関である埼玉県大里農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県大里農林振興センター

### 二 作業種類

公共測量（かんがい排水事業に伴う基準点測量及び路線測量）

### 三 作業地域

深谷市榛沢新田地内ほか

### 四 作業期間

令和六年七月十六日から令和七年一月十六日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第九百三十四号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

川口市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

川口市大字安行ほか地内

### 四 作業期間

令和六年六月二十日から令和七年三月二十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第九百三十五号

測量計画機関である埼玉県春日部農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県春日部農林振興センター

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

南埼玉郡宮代町字宮東地内ほか

### 四 作業期間

令和六年七月二十日から令和六年十二月二十六日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第九百三十六号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

八潮市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

八潮市大字八條地内

### 四 作業期間

令和六年八月二十六日から令和七年一月三十一日まで



## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十七号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（道路管理）

三 作業地域

さいたま市域

四 作業期間

令和六年七月二十五日から令和六年十二月十三日まで

# 告示

## 埼玉県告示第九百三十八号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二三―四四―〇号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県秩父郡長瀨町大字長瀨字明花千六百七十一番外四十二筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 九百四十一・〇五立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇二三―三五―〇号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市共栄字北共和百番一外十三筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四百十三・五立方メートル

浸透効果量 〇・〇七四四立方メートル毎秒

## 告 示

### 埼玉県告示第九百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

M i c r o s o f t 365ライセンス調達及びアカウント管理業務委託 23,928  
ライセンス

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部 I C T教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年6月4日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社大塚商会 東京都千代田区飯田橋2丁目18番4号

5 落札金額

145,026,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年4月19日

# 告 示

## 埼玉県告示第九百四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

Google Workspace for Education Plusライセンス等調達 118,318ライセンス

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年6月4日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社電算システム 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地

5 落札金額

190,210,548円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年4月19日

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年八月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坂本寄居線
- 三 道路の区域



新	旧	旧 新 別
<p>大里郡寄居町大字立原字後耕地一七〇番一地从先から 同郡同町大字立原字諏訪脇一四四番一地从先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一一・〇〇〇～一一・〇〇〇</p>	<p>五・三〇〇～一〇・二一一</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一八一・七三</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路改良事業のため</p>		<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和六年八月九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

第三号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和六年八月二 日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字原千百九十一番二十六	指定に係る道路の位置
三十二・二四	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

# 告示

## 埼玉県選管告示第三十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年八月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 アドニスプラザ大宮	埼玉県さいたま市北区宮原町三丁目三百七十四番地
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア そんぼの家南与野	埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目九番十一号
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ北浦和	埼玉県さいたま市桜区下大久保八十一番地二
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ武蔵浦和	埼玉県さいたま市南区辻五丁目八番三号
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ南浦和	埼玉県川口市大字小谷場三十七番一
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ飯能	埼玉県飯能市南町二番七号
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア そんぼの家越谷	埼玉県越谷市宮本町三丁目七十八番地一

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	SOMP Oケア株式会社 SOMP Oケア ラヴィーレ越谷	埼玉県越谷市赤山町二丁目五十五番地一
老人ホーム	SOMP Oケア株式会社 SOMP Oケア そんぽの家S北戸田	埼玉県戸田市大字新曾二千二百五十二番地
老人ホーム	SOMP Oケア株式会社 SOMP Oケア そんぽの家S戸田公園	埼玉県戸田市南町七番九号
老人ホーム	SOMP Oケア株式会社 SOMP Oケア ラヴィーレ朝霞	埼玉県朝霞市三原五丁目三番六十九号
老人ホーム	SOMP Oケア株式会社 SOMP Oケア ラヴィーレ志木柳瀬川	埼玉県志木市柏町六丁目一番三十二号
老人ホーム	SOMP Oケア株式会社 SOMP Oケア ラヴィーレ坂戸	埼玉県坂戸市石井二千七百六十八番地十一号
老人ホーム	社会福祉法人久壽会 特別養護老人ホーム 好日の家	埼玉県坂戸市浅羽千百三十番一